

令和3年度

監査報告書Ⅲ

(定期監査・後期)

飯田市監査委員

3飯監第42号の5
令和4年2月8日

飯田市長	佐藤健様
飯田市議会議長	井坪隆様
飯田市教育長	代田昭久様
飯田市農業委員会会長	高田清人様
飯田市選挙管理委員会委員長	松澤道男様

飯田市監査委員 戸崎 博
飯田市監査委員 加藤 良一
飯田市監査委員 原 和世

監査結果の報告について

飯田市監査基準並びに地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和3年度定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象及び期日

1 予備監査（現金及び物品等検査）

（1）健康福祉部

監査期日	監査対象（監査順）	実施場所
10月14日	子育て支援課（本庁、子育て支援係、こども家庭応援センター）、長寿支援課、保健課（本庁、保健センター）	現地
10月19日	障害者生活ケアセンター、介護予防拠点施設、中部デイサービスセンター、千代デイサービスセンター、麻績の里交流センター、ふれあいの郷松ぼっくり、かさまつのさと、鼎稲井農業集落高齢者交流施設、鼎下山老人集会施設、上郷地域休養施設、	現地
10月21日	福祉課、上久堅福祉企業センター、上郷福祉企業センター、福祉会館	現地

（2）市立病院

監査期日	監査対象（監査順）	実施場所
10月14日	市立病院（事務局・介護老人保健施設）	現地

（3）教育委員会

監査期日	監査対象	実施場所
10月13日	川路小学校、三穂小学校、山本小学校、竜峡中学校、旭ヶ丘中学校	現地
10月18日	竜丘小学校、伊賀良小学校、鼎小学校、鼎中学校、矢高共同調理場	現地

2 面接監査

監査期日	監査対象（特別会計は、所管部課等の監査対象に含む）	実施場所
10月28日	【教育委員会】 A班 竜丘小学校、川路小学校、三穂小学校、竜峡中学校、矢高共同調理場 B班 山本小学校、伊賀良小学校、鼎小学校、旭ヶ丘中学校、鼎中学校	現地
10月29日	【総務部】 総務文書課、人事課、財政課、税務課、納税課 【市立病院】 地域医療連携課、経営企画課、庶務課、医事課、介護老人保健施設 【議会事務局】 【監査委員事務局】	監査室
11月2日	【市民協働環境部】 ムトスまちづくり推進課、結いターン移住定住推進室、男女共同参画課、市民課、環境課、環境モデル都市推進課 【市長公室】 秘書広報課	監査室

11月8日	【健康福祉部】福祉課、子育て支援課、長寿支援課、保健課 【建設部】管理課、地域計画課、土木課、国県関連事業課	監査室
11月10日	【リニア推進部】リニア推進課、リニア整備課、リニア用地課 【教育委員会】学校教育課、生涯学習・スポーツ課、文化財保護活用課、公民館、文化会館、中央図書館、美術博物館、歴史研究所	監査室
11月12日	【総合政策部】企画課、IIDAブランド推進課 【上下水道局】経営管理課、水道課、下水道課、下水浄化センター 【危機管理室】 【会計管理者】会計課 【選挙管理委員会事務局】	監査室
11月15日	【産業経済部】産業振興課、農業課、林務課（財産区を含む）、商業・市街地活性課、観光課、工業課 【農業委員会事務局】	監査室

3 書類監査

監査対象
【教育委員会】 丸山小学校、追手町小学校、浜井場小学校、座光寺小学校、松尾小学校、下久堅小学校、上久堅小学校、千代小学校、千栄小学校、龍江小学校、上郷小学校、上村小学校、和田小学校 飯田東中学校、飯田西中学校、緑ヶ丘中学校、竜東中学校、高陵中学校、遠山中学校 丸山共同調理場、竜峡共同調理場、南信濃給食センター

第3 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のみならず、事務事業の執行が経済性、効率性、有効性及び法令遵守等に則って適正に行われているかという、同条第2項の規定による行政監査の観点にも留意し実施した。

第4 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ指定して提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取した。

また、現金の取扱及び物品等の管理状況について予備監査を実施した。

第5 監査の期間

令和3年8月30日から令和4年2月8日まで

第6 監査の結果

予算の執行、現金の取扱い及び物品等の管理は、概ね適正に処理されていたことを認めたが、次のとおり改善又は改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

【監査結果の区分】

指摘事項	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
指導事項	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
検討要望事項	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【監査結果件数】

部局等名	監査実施課等の数	監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討要望事項
総務部	5	0	0	2
総合政策部	2	0	1	2
リニア推進部	3	0	0	1
市民協働環境部	6	0	0	5
健康福祉部	4	0	4	0
産業経済部	6	0	0	1
建設部	4	0	0	2
上下水道局	4	0	0	0
市立病院	5	0	0	0
市長公室	1	0	0	0
危機管理室	1	0	1	0
会計管理者	1	0	0	2
教育委員会	8	0	1	4
議会事務局	1	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	0	0
農業委員会事務局	1	0	0	0
監査委員事務局	1	0	0	0
計	54	0	7	19

【指摘事項】

なし

【指導事項】

(1) 総合政策部

① 企画課

業務委託契約締結後、速やかに支出負担行為決議がなされていない事案があることを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。

(2) 健康福祉部

① 福祉課

飯田市民生児童委員協議会（積立）会計において、歳入歳出に関する帳票類が一部作成されていないことを認めた。歳入歳出については、会長決裁事項でもあり、また、委員の皆さんからお預かりしている現金であるため、適正な処理を行い、管理体制を整えること。

② 子育て支援課

ア 飯田市保育園保護者会連合会（以下「保護者会」）会計について、現在、子育て支援課で会計事務を行っているが、保護者会会則では会計担当者が担うことになっているため遵守すること。

イ 会計課から借用している釣銭について、令和3年度において、帳簿類による管理がなされていないことを認めた。現物と帳簿類の照合、複数人でのチェック、所属長による確認など、適正な管理をされたい。また、釣銭の借用については、釣銭の必要性や借用金額の検証をし、必要最低限の金額での管理をされたい。

③ 長寿支援課

いいだシニアクラブ連絡会会計において、令和3年度分の歳出歳入に関する帳票類が作成されていないことを認めた。事務処理ができなかった背景をよく検証し、適正な事務分担、複数人や所属長による管理・チェック体制を整えること。

(3) 危機管理室

業務委託契約締結後や補助金交付決定後、速やかに支出負担行為決議がなされていない事案があることを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。

(4) 教育委員会

① 学校教育課

学年費会計における立替え払いの精算については、教育委員会が各学校へ示した「5日以内の精算」が遵守されるよう徹底した指導體制を構築するとともに、現場での業務軽減策、会計事務の知識習得など、必要な措置についても随時改善、助言等を行うこと。

【検討要望事項】

(1) 総務部

① 財政課

指定管理者制度の運用については、過去の監査においても多くの課題が顕在化している。今年度末までに行う「指定管理者制度に関するガイドライン」の見直しにあたっては、主管課と指定管理者の間でどのような連携を図るのがよいのか、指定管理者制度の主管課としてどのような視点やタイミングで確認、助言・指導等をするのがよいのか具体的に提示し、実効性のあるものとなるよう検討されたい。

② 税務課

ここ数年検討課題としてあがっている窓口業務の委託化については、これまでの検討内容、進捗状況、問題・課題、委託化のメリットについて、飯田市として現時点でのまとめ・検証を行ない、その結果に基づき今後の方向性を再度検討し、より良い市民サービスにつながるよう窓口業務を設ける課間で統一した目的や明確な判断時期を示されたい。

(2) 総合政策部

① 企画課

飯田市に対するふるさと納税の寄附者・寄附額は近年増加してきている。内容をしっかり分析するとともに、ふるさと納税受付サイトの増設後は、改めて寄附者数や金額の検証、寄附者の傾向、返礼品の評価などについてアンケート等により検証し、寄附者数増加の改善の機会とされたい。

② IIDA ブランド推進課

「焼肉のまち飯田」に関し、クラウドファンディングを活用したギネス世界記録への挑戦などブランド戦略の取組が活発になってきている。今後はブランドの質を上げ、リニア開通などの機会を上手に利用し、来飯する方へのPRなど、飯田の焼肉文化が名実とも広がるよう市としても精力的に取り組まれない。

(3) リニア推進部

① リニア推進課

乗合タクシーについては、利用が伸び悩んでいる現状が認められる。市民が求める利便性や利用しない、利用できない理由を検証し事業改善の機会とするとともに、その結果を二次交通の在り方の参考とされたい。また、乗合タクシーの良さを市民に積極的に周知されたい。

(4) 市民協働環境部

① 結いターン移住定住促進課

当市への移住定住の促進にあたっては、マッチングシステムやSNS等の情報発信チャンネルを活用し、当市の魅力や多様なライフスタイルの価値の効果的な発信をすると共に、移住希望者への相談支援については、中長期戦略にある市民の方による「移住コンシェルジュ」導入の成果を上げるためにも、ムトスマちづくり推進課が進める20地区田舎へ還ろう戦略事業と協働し、市をあげて組織的にかつ継続的に移住者を受け入れられる体制を構築されたい。

② 男女共同参画課

(仮称)飯田駅前プラザにおける多文化共生社会推進の拠点づくりについては、交流の場から得た人とのつながり、多様な文化への関心を軸に、お互いがお互いを受け入れ、飯田市の新しい文化やビジネスの発展に寄与できるよう、主管課として、将来像と期待する効果を明確にした拠点づくりを構築されたい。

③ 市民課

ここ数年検討課題としてあがっている窓口業務の委託化については、これまでの検討内容、進捗状況、問題・課題、委託化のメリットについて、飯田市として現時点でのまとめ・検証を行ない、その結果に基づき今後の方向性を再度検討し、より良い市民サービスにつながるよう窓口業務を設ける課間で統一した目的や明確な判断時期を示されたい。

④ 環境課

柏原霊園の老朽化整備については、今後、少子化などの要因により、墓の所有や管理が難しくなるという社会情勢を受け、合葬式墳墓の設置を含め、市民ニーズに沿った整備を検討されたい。

⑤ 環境モデル都市推進課

保有する自転車の老朽化が進む自転車市民共同利用システム事業、使い勝手が悪いとの声が多いペレットストーブ利用促進に関する事業、入場者が少ないにもかかわらずコストがかかる「メガソーラーいいだ」展示施設の管理等に関する事業については、事業の目的をはっきりさせるとともに現状をよく把握し、維持管理に費やす労力などの費用対効果、環境保全効果のバランスを取りつつ、相対的に再度検証したうえで事業展開されたい。

(4) 産業経済部

① 観光課

指定管理者制度導入にあたり、指定継続であっても指定管理者制度に関するガイドラインや基本協定書、年度協定書（以下「協定書等」）を指定管理者側と年度当初に必ず確認したうえで事業を進めること。また、協定書等の内容が適正か、協定等どおりに管理運営がされているか、会計処理等事務的な管理は適正に行われているかなど、主管課として積極的に検証や確認を行い、随時指導・助言をされたい。

(5) 建設部

① 土木課

ア 過去の監査で指摘事項とした公園の遊具の安全管理については、定期的に措置が講じられていることを認めた。今後も、計画的な点検・パトロールを行い、常に安全が保たれるような管理体制を定着されたい。

イ 頻発する自然災害に備えて、自然災害防止対策事業として進めている道路や河川の危険個所の調査点検については、調査結果を速やかに開示し、防災対策が必要な道路、河川、水路は速やかに整備計画を立て安全確保に努められたい。

(6) 会計管理者

① 会計課

ア 釣銭管理について、帳簿類による管理がなされていない部署があったため、貸出先の部署が適正に管理できるよう、マニュアルや統一的な帳票類を各課へ示されるとともに、主管課として、貸出した釣銭のチェック体制を整えられたい。

イ 適正な釣銭の貸出しの観点から、釣銭借用の申請があった部署について、釣銭の必要性や過去の釣銭の利用状況を十分に検証したうえで金額、貸出期間を決定されたい。

(7) 教育委員会

① 学校教育課

ア 過去の監査でも課題としている、全調理場・調理室の、建物・調理器具等の設備的環境、衛生環境、労働環境、維持管理コストなどについては、あらゆる面から調査や検証を行い、今後の維持管理の方向性を速やかに示されたい。

イ 特別支援教育支援員の配置については、人数が少なく対応に苦慮している現場の声も聞かれる。現場の状況等をよく検証し、必要に応じて配置基準見直しを検討されたい。配置基準を満たさない場合でも、それに代わる一時的な措置として支援ができる体制を検討されたい。

ウ 登下校中に児童・生徒が事故に巻き込まれる事例が全国で発生していることを鑑み、通学路について、速やかに安全対策が必要な個所を抽出し、必要な安全対策を講じるとともに、関係する団体や地域とともに、交通安全指導など事故を未然に防ぐ取組を強化されたい。

エ 小中学校のICT教育について、昨年の本格始動から軌道に乗った様子や教職員の専門的な知識習得や技術の向上が窺えた。今後、児童生徒が学習用端末等を安全・安心に使用できるよう情報モラル教育を推進すると共に、指導する側の教職員の異動等があっても、一定の教育レベルが保たれるよう、サポート体制の改善をされたい。

第7 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第14項の規定に基づくもの）

(1) 平成30年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① まちづくり委員会等、地域の役員体制について市民に無理が生じていないか、また、生じている場合は原因を十分に把握し、地域の特性を考慮したうえで見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p>	<p>① 所長会プロジェクトの中で、地区役員の負担軽減を含めた事業見直しについて、各地区が独自に取り組んだ改善事例を集約し、その集約結果を令和元年5月と令和2年5月の所長会を通じて各地区へ周知・情報共有を図った。他地区の取組を参考にしつつ、地域の特性を考慮した見直しの検討が進むよう引き続き支援をしていく。令和2年度以降コロナ禍もあり、事業の見直しを進める。</p> <p style="text-align: right;">(ムトスまちづくり推進課)</p>

(2) 令和元年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>① 公園の遊具について、点検業者からの「定期点検総括表」に「使用不可」の判定があったにも関わらず、措置が講じられていない公園があることを認めた。安全に係ることであり、すみやかに措置を講じること。</p>	<p>① 指摘のあった公園遊具のコンクリート基礎露出の箇所すべてについて、遊具メーカーとも対策検討を行い、雨水が集中しない高さまで良質土により埋戻を行い、入念な締固を行うことにより措置は令和2年度に完了した。措置後は通常の維持管理を行っており、点検、パトロール等において異常はない。</p> <p style="text-align: right;">(土木課)</p>

(3) 令和2年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>① 棚卸しの運用方法について、令和元年度の定期監査の際に、実地時期等「飯田市水道事業会計規程」に基づき行うよう指導したが、令和元年度末に規定どおり棚卸しが実施されていないことを認めた。規程に基づき事業年度末に棚卸しを行うとともに再発防止策を講じること。</p>	<p>① 令和2年度末においては、「飯田市水道事業会計規程」に基づき、事業年度末に、棚卸資産の受払いに関係ない職員の立ち会いのもと実地棚卸しを行った。今後人事異動等により職員体制に変更があっても、同様の実地棚卸しが行えるよう、手順書を作成した。</p> <p style="text-align: right;">(水道課及び経営管理課)</p>
<p>② 文化会館が保有する多くの備品について、新旧備品シールの混在や備品状況の未確認等、適正な管理がなされていないことを認めた。期限を定めて適正な処理を行うこと。</p>	<p>② 令和2年度末を期限として備品状況の再確認を終了し、備品確認票を再提出した。</p> <p style="text-align: right;">(文化会館)</p>

(4) 令和2年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期) 指導事項

指導事項	措置状況
<p>① 地域福祉コーディネーター業務委託料について、費用対効果を検証するとともに、地域福祉コーディネーターの役割と業務内容を精査し、各地区で有効に機能するように取り組むこと。</p>	<p>① 地域福祉コーディネーターが進める地域福祉の推進は、成果を数値的に表すことが難しい業務で、地域での活動量と地域における新たな取組みを評価してきた。また、コーディネーター業務は地域づくり、ボランティア育成、福祉教育、有償福祉サービスと多岐にわたり、地域における福祉全般の担当者となっており、効果を上げていくためにはコーディネーターの個々の資質の向上が必要であり、行政としても連携を強化してきた。今回、令和3年4月より実施している重層的支援体制整備事業では、地域福祉コーディネーターが行政や地域と協働で行う「地域づくり事業」「参加支援事業」など地域における役割を明確にし取り組んでいくことになるが、この機会に従前の業務内容を精査し、地域に根付いた活動が行える体制に整理していく。</p> <p style="text-align: right;">(福祉課)</p>
<p>② 調査委託業務において、契約締結及び支出負担行為の遅延があることを認めたため、遅延が発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>② 係単位で委託業務など契約に関わる一覧表を作成して、契約日から支払(精算)までの必要な事務処理の状況が分かるように管理するとともに、毎月開催している課会で進捗状況を確認している。</p> <p style="text-align: right;">(農業課)</p>
<p>③ 業務委託契約を締結しているにも関わらず、支出負担行為決議がなされていない事案があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>③ 毎年、契約する業務委託、今年度のみ契約予定の業務委託について、それぞれ支出負担行為決議の要不要、支出負担行為決議日、支出命令日、支払日を記録するリストを作成し、毎月財務会計システムの状況と照合することとした。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p>
<p>④ 一部の小中学校において、教師が教材費等を立替払いしており、その後の学年費からの払い戻しに6日以上を要していることを認めた。昨年度、教育委員会で作成したルールに則り、やむを得ず立替払いした際は、5日以内に学年費から払い戻しを行うよう、全ての小中学校に徹底すること。</p>	<p>④ 今年度も校長会、教頭会及び事務職員会を通じて、原則立替払いは行わないこと、やむを得ず立替払いが発生した際は資金前渡口座と同じく原則5日以内に処理することを周知し、各校での徹底を依頼した。今後も継続的に周知徹底を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

指導事項	措置状況
<p>⑤ 借地契約を締結しているにも関わらず、支出負担行為決議がなされていない事案があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>⑤ 借地契約時及び複数年度にわたる契約について、会計事務の運用の中で、年度当初4月1日付けで支出負担行為決議が必要とされる事案については、支出負担行為整理を行った。</p> <p>当月の月次処理時には予算執行状況を確認し漏れのないことを確認した。なお、土地の賃貸借契約の一覧表を作成し、状況の一元管理をしている。</p> <p>(生涯学習・スポーツ課)</p> <p>年間支払計画をまとめたリスト(委託料・借地料等)を修正し、支出負担行為決議書及び支出命令書の作成時期を明確にした。</p> <p>また、支出命令書の起票状況を記載し、支払い漏れがないよう毎月確認し管理していく。</p> <p>(文化財保護活用課)</p>
<p>⑥ 業務委託契約の締結時に支出負担行為決議がなされていない事案があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>⑥ 業務委託契約の締結起案時や交付金等の内示通知時に事務局長及び庶務担当から支出負担行為決議や調定の手続きを取るよう指示することにしたため、今年度は支出負担行為決議漏れは発生していない。</p> <p>(農業委員会事務局)</p>

(5) 令和2年度 監査報告書Ⅲ(定期監査・後期) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 基幹系業務システムの更新について、関係者と調整を図りながら、不備のないよう計画に沿ってシステムが構築されるよう努められたい。</p>	<p>① 令和4年1月の本稼働に向け、事業者と基幹系業務システム各業務担当者間の打合せはもちろんのこと、更新されるシステムと連携する各種システムや、振込振替等の情報をやり取りする金融機関などとも打合せを行い、不備が生じないように努めている。</p> <p>(総務文書課)</p>
<p>② 人事課と連携し、引き続き職員の「飲酒運転の根絶」の取組に努められたい。</p>	<p>② 飲酒直後の運転は「原則として免職」と扱うよう、懲戒処分の基準適用を厳格化した。</p> <p>また、飲酒運転防止対策(酒席のルール、運転代行の利用等)を職場毎に検討し、安全運転管理者に報告させると共に、職員一人ひとりの自筆による「飲酒運転根絶宣言」を職場内に掲示した。これらの取組みにより飲酒運転は発生していない。</p> <p>(総務文書課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>③ 各課がすべての事業において計画的に予算執行するよう、予算編成時等、年間を通じて意識の啓発を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p>	<p>③ 予算ヒアリングや査定結果を返すときに、必要に応じて財政係職員から担当課に対し計画的な事業実施、予算執行を行うよう伝達している。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>
<p>④ 指定管理者制度の主管課として、各担当課に対し、指定管理者との間で条例や基本協定が遵守されるよう周知し、必要に応じて支援されたい。</p>	<p>④ 指定管理施設の管理運営にかかる監査委員からの指摘事項等への対応について、各施設の所管課が条例の規定により実施すべき手続きや協定に基づく事務処理を適正に執行するよう、所管課に指示した。また、指定管理者制度の運用にあたり、所管課が執行する事務処理の指針となるよう、「指定管理者制度に関するガイドライン」の見直しに着手した。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>
<p>⑤ コロナ禍において、納税相談の際には真摯に向き合い、公平公正な収納に努められたい。</p>	<p>⑤ コロナ禍で生活状況に影響を受けて納付が困難な方に対しては国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免制度や徴収猶予の特例制度等を案内し、丁寧な相談対応に努めてきた。現在もコロナ禍が継続していることもあり、引き続き「滞納が何らかのサインになっている可能性」との意識を持ちながら、減免制度等利用できる制度の案内を含め、わかりやすい説明を心がけ、納税者個々の実情に応じた丁寧な相談対応に努めていく。なお、再三の催告、納税相談の呼びかけに全く応じない場合や、納付誓約による分納等の約束を履行しない場合などにおいては、税負担の公平性の観点から、法令に基づき、適正かつ的確に滞納整理事務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(納税課)</p>
<p>⑥ ふるさと納税で寄附された方に対し、返礼品に関するアンケートを実施する等、アフターフォローを行う仕組みを検討されたい。</p>	<p>⑥ 寄附者との関係を繋げていくため、寄附者で希望される方へ広報紙「広報いいだ」を毎月継続的に送付している。返礼品に関する寄附者の声に関しては、アンケートやふるさと納税受付サイトに書き込まれるコメント（評価）を確認するとともに、サイト運営業者から寄附者データを入手し、返礼品協力事業者と共有するなどのフォローアップを実施するための取組みを進めている。</p> <p style="text-align: right;">【次頁に続く】</p>

検討要望事項	措置状況
	<p>寄附者との関係を深めていくために、サイト運営事業者や他市町村に対し、アフターフォロー等に関する調査を行っている。調査結果を参考にしながら、一定額の寄附をいただいた方、リピーター、志向する商品群（果実系、加工食品系等）の視点から対象を絞り、効果的な観光案内や返礼品カタログなどを送付する方法などのアフターフォローを行う仕組みを検討していく。</p> <p>今後予定している一括代行業務の委託に係る公募型プロポーザルにおいて、受付サイトの増設による寄附間口の拡充、魅力ある返礼品の開発やアフターフォローの取組に関する提案を受け、寄附の増加及び関係人口、交流人口の増加を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(企画課)</p>
<p>⑦ IIDAブランディング事業委託の実施にあたり、投資対効果を鑑み、指標を設ける等により事業の成果を確認する仕組みの構築を検討されたい。</p>	<p>⑦ IIDAブランディング事業委託は令和2年度を以って事業廃止した。なお、IIDAブランディング事業委託で実施していたWebサイト（IIDA2027.com、visitiida.com）の管理運営は、令和元年度からIIDAブランド情報発信事業（委託先：学校法人コア学園飯田コアカレッジ）として切り離し、継続している。</p> <p style="text-align: right;">(IIDAブランド推進課)</p>
<p>⑧ 外国人住民の多国籍化に伴い、翻訳機のメリット、デメリットを示したうえで、全庁的に活用を推進されたい。</p>	<p>⑧ 翻訳機は、通信環境が整備された場所での定型的な相談内容に適している。よって、外国語相談窓口相談員による対応を補完する手段として、本庁舎窓口等を中心に翻訳機の活用を促している。なお、現在、1台は新型コロナウイルス感染症ワクチン集団接種会場に常備している。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画課)</p>
<p>⑨ 市の出先機関等に設置されているペレットストーブについて、効果的・効率的な使用方法の周知を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(継続)</p>	<p>⑨ 一昨年度から、ペレットストーブの設置施設に対し、使用指針を文書にて周知しているが、本年度も利用シーズンに合わせて実施する。使用指針においては、ストーブの運転方法、エアコンとの使い分け、暖房特性の活用法といった効果的な使用法のほか、メンテナンスの実施による効率的な使用方法についても周知し、設置施設の意見も聴きながら、効果的・効率的で、使いやすい使用方法の浸透を図る。</p> <p style="text-align: right;">(環境モデル都市推進課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>⑩ 他部署と連携して、「飯田市版 ZEH（注1）仕様」の普及啓発に取り組まれない。</p> <p>（注1） ネット・ゼロ・エネルギーハウス。年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅</p> <p style="text-align: right;">（継続）</p>	<p>⑩ 昨年度、庁内連携及び関係機関との協働により、飯田版 ZEH 仕様を策定。ウェブサイト等を通じて普及啓発を開始した。今年度は、さらにリフォーム対応した仕様策定や域産域消の仕組みづくり等も進めて普及促進を図る。</p> <p>また、飯田版 ZEH 仕様の要素を取り入れた「環境共生住宅エリア」をモデル地区として構築して、省エネルギー住宅の普及啓発を行うため、今年度から環境共生住宅建設補助金を創設し、順次、エリア内の新築住宅への交付が進んでいる。なお、庁内では建設部が中心となり、飯田版 ZEH 仕様の全市展開に向けた新たな制度の検討を開始した。</p> <p style="text-align: right;">（環境モデル都市推進課）</p>
<p>⑪ 「上村ふれあいセンター」や「ふれあいの郷」など、現在、建物の用途が高齢者福祉施設として使用されていない施設について、今後の管理のあり方を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（継続）</p>	<p>⑪ 「麻績の里交流センター」、「かさまつのさと」、「ふれあいの郷松ぼっくり」については、移管先予定の教育委員会と手続き等について調整を行った。「かさまつのさと」については同意が得られ、他の2施設については引き続き調整している。上村ふれあいセンターについては、今後、協議予定。</p> <p style="text-align: right;">（長寿支援課）</p>
<p>⑫ 課の事務事業を遂行するにあたり、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務マニュアルの整備を検討されたい。</p>	<p>⑫ 当課で主催している業務（介護保険被保険者証交付及び健康セミナー、事業者連絡会等）については、県で発出する警戒レベルに応じ、開催可否や形態等を判断しており、マニュアルを整備するまでの必要性はないと捉えている。その他委託等による業務については、県で発出する警戒レベルに応じた対応をとりつつ、委託者と協議しながら遂行している。いずれの事業も、警戒レベルに応じた制約を踏まえた対応をしており、新年度は契約の際の仕様書等において事前に扱いを明確化するなどの対応を進めたい。なお、介護事業に関しては、以前から感染防止マニュアル等が整備されており、新型コロナウイルス感染症対策として、バージョンアップを進めた。</p> <p style="text-align: right;">（長寿支援課）</p> <p style="text-align: right;">【次頁に続く】</p>

検討要望事項	措置状況
	<p>課の保健事業は、作成した「感染予防対策ガイドライン」に沿って実施し、新たに「新型コロナウイルス感染症対策に係る業務マニュアル」を令和2年度に整備し、業務を遂行している。これは、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積、国・県・市が示す対応方針の変更に伴い、適宜更新している。</p> <p>(保健課)</p>
<p>⑬ ウイズコロナの時代に向けて、イベント開催時の感染症対策に係るマニュアル整備を検討されたい。</p>	<p>⑬ 現在「りんご並木歩行者天国等実施イベントマニュアル」に加え「新型コロナウイルス感染症対策イベントガイド マニュアル」を作成し、イベントを主催する各実行委員会にて共通認識として運用している。</p> <p>(商業・市街地活性化課)</p>
<p>⑭ 工事が年度末に集中することがないように、年間を通して計画的な発注に努められたい。</p>	<p>⑭ 観光シーズンの時期や誘客時に支障が無いよう、状況を見ながら計画的な工事発注に努めている。</p> <p>(観光課)</p>
<p>⑮ ウイズコロナの時代に向けて、イベント開催時の感染症対策に係るマニュアル整備を検討されたい。</p>	<p>⑮ 関係機関と連携を取りながら、最新のコロナ感染症対策を取り入れた実施計画とした。</p> <p>(観光課)</p>
<p>⑯ 工事が年度末に集中することがないように、年間を通して計画的な発注に努められたい。</p> <p>(継続)</p>	<p>⑯ 工事台帳システムを活用し、施工課と施工時期、発注方法等の協議を行うとともに、四半期ごとの公共事業施工状況調査や毎月の補助事業進捗状況報告等に合わせて事業の進捗管理を行う等、計画的な発注に努めている。</p> <p>(管理課)</p>
<p>⑰ 他部署と連携して、「飯田市版 ZEH (注1) 仕様」の普及啓発に取り組まれたい。</p> <p>(注1) ネット・ゼロ・エネルギーハウス。年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅</p> <p>(継続)</p>	<p>⑰ 他部署（環境モデル都市推進課・産業振興課、林務課）と連携し、令和2年度に「飯田 ZEH モデル推進協議会」を設立し、「飯田版 ZEH 仕様」について、ホームページに掲載し、普及啓発に取り組んだ。</p> <p>(地域計画課)</p>
<p>⑱ 飯田市ウェブサイトリンク切れのままのページが見受けられる。広報の主管課として、適切な管理に努められたい。</p>	<p>⑱ ウェブサイト情報の誤り等の指摘に対し、主管課として掲載記事の日常的な点検に努めるとともに、情報の修正等が的確に行われるよう、各課への指示や連携を迅速に対応している。また、各課の担当者が定期的にシステムチェック機能を活用して自主的な管理を行うことができるよう、啓発に努めている。</p> <p>(秘書広報課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>⑱ 借受土地の賃借料について、契約相手方との交渉記録を残されたい。</p>	<p>⑱ 借受土地の賃借料改定については、固定資産評価額を近傍の土地と比較した上で、適正な金額による契約となるよう留意し、交渉の際には2人以上同席して記録も行うなど、透明性を心がけ、文書による交渉記録を残していくよう改善する。</p> <p>(危機管理室)</p>
<p>⑳ 職員有志による勉強会を継続するとともに、職員全体の財務意識の底上げ及び財務規則改正の課題に取り組まれたい。</p> <p>(継続)</p>	<p>⑳ 現在コロナ禍で中断している勉強会については、感染状況を確認しながら再開を検討している。職員の財務意識の底上げを図るため、庁内掲示板に必要な情報を掲載する。財務規則の改正については、関係部署と連携し、まずは課題を整理したい。</p> <p>(会計課)</p>
<p>㉑ 一部の調理場について、施設全体が著しく老朽化していることを認めたため、衛生面を考慮し現場の声を聞きながら、今後の方向性を検討されたい。</p>	<p>㉑ 当該調理場施設については、具体的な方向性の検討中で、本年度中に教育委員会事務局としての方向性をまとめるよう計画している。また、方向性の結論が出るまでの間も、衛生面で必要とされる対応は随時行う。</p> <p>(学校教育課)</p>
<p>㉒ 小中学校においてICT教育が本格的に始動したが、専門的な機器の知識等について、教師が苦慮することがないよう実態を把握した上で、学校間で情報共有し、サポートできる体制を構築されたい。</p>	<p>㉒ 先生方がICTを活用した学習活動に取り組めるよう、各校の中核となる教員を中心に研修を行い、それを踏まえ中核教員が校内研修を行うことで、必要な知識や技術の習得を図っている。中核教員が中心となり各校でICT教育を推進していけるよう、Googleのアプリケーションを活用した情報交換の場を作り、実践事例の紹介や疑問点を確認しあうなど学校間の情報共有を図っている。また、教育委員会の専門主査が学校訪問する際は、ICTの活用も重要は視点のひとつとし、先生方の言葉や活用の様子を共有しつつ、支援の方向について相談しながら進めている。</p> <p>(学校教育課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>⑳ リニア関連事業の本格化に伴い、各種申請件数が増加傾向にあることを踏まえ、窓口相談時における対応マニュアルの整備を検討されたい。</p>	<p>⑳ 窓口相談時においては、農業課が担当する農振除外が関連することが多いため、県発行の農地調整ハンドブックに基づき、リニア関連事業に限らず、農業課担当者と一緒に相談を受け、農振除外及び農地転用の説明を一度に行うようにしている。また、相談等で来庁いただく際には、農業課担当者と日程を調整し、他の相談者と重ならないように配慮している。</p> <p style="text-align: right;">(農業委員会事務局)</p>

(6) 令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期) 指導事項

指導事項	措置状況
<p>① 業務委託契約締結後、速やかに支出負担行為決議がなされていない事案があることを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>① 担当職員が支出負担行為の決議に関する手続きを失念することのないように、契約締結に関する起案書類を作成するデータファイル内に、契約締結後の支出負担行為の起票が必要なことを表示する。</p> <p>担当職員は業務委託契約に関する起案書類(業務委託併契約締結併等)内に、「契約締結に関する決裁後に支出負担行為を起票すること」を付箋等で示した上で、決裁手続きを進める。</p> <p>担当職員は当該契約締結決裁後、起案書類に付された付箋等を確認することで、速やかに支出負担行為の決議に向けた手続きを進める。</p> <p style="text-align: right;">(企画課)</p>
<p>② 飯田市民生児童委員協議会(積立)会計において、歳入歳出に関する帳票類が一部作成されていないことを認めた。歳入歳出については、会長決裁事項でもあり、また、委員の皆さんからお預かりしている現金であるため、適正な処理を行い、管理体制を整えること。</p>	<p>② 飯田市民生児童委員協議会(積立)会計の帳票類に関しては、令和3年4月より全ての歳入歳出の帳票を直ちに作成するように措置を完了した。帳票の作成に関しては、2週間に1回記帳し、通帳と帳票が合っているか事務担当と係長が別々に確認することにより、適正な処理を行うように体制を整えた。なお、本会計の必要性を民生児童委員協議会会長と協議し、令和4年3月末までに結論を出す。</p> <p style="text-align: right;">(福祉課)</p>

指導事項	措置状況
<p>③ 飯田市保育園保護者会連合会（以下「保護者会」）会計について、現在、子育て支援課で会計事務を行っているが、保護者会会則では会計担当者が担うことになっているため遵守すること。</p>	<p>③ 飯田市保育園保護者会連合会の理事会にて、事務局（保護者会会則第1条）の当課より令和4年3月中に丁寧な説明を行い、保護者会のコンプライアンス意識を高め、令和4年度から会計事務を事務局から保護者会の会計担当者が行うようにする。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>
<p>④ 会計課から借用している釣銭について、令和3年度において、帳簿類による管理がなされていないことを認めた。現物と帳簿類の照合、複数人でのチェック、所属長による確認など、適正な管理をされたい。また、釣銭の借用については、釣銭の必要性や借用金額の検証をし、必要最低限の金額での管理をされたい。</p>	<p>④ 保育料の滞納整理の際に使用する釣銭用として管理していたが、幼児教育・保育の無償化に伴う滞納案件の減少、児童手当からの充当制度の申出による大口滞納者の現金による収納事務がないこと、及び平成30年4月以降、釣銭運用の実行がないことから会計課に令和3年11月25日に返金した。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>
<p>⑤ いいだシニアクラブ連絡会会計において、令和3年度分の歳出歳入に関する帳票類が作成されていないことを認めた。事務処理ができなかった背景をよく検証し、適正な事務分担、複数人や所属長による管理・チェック体制を整えること。</p>	<p>⑤ 10月14日の予備監査時の指摘を受け、直ちに担当係長から係職員全員に周知し、11月8日の定期監査（後期）に向け10月末を期限として、担当者へ帳票類の作成を指示した。</p> <p>以降の歳入歳出伝票及び出納簿については、都度、係長、課長が確認、決裁を行うことを再確認した。加えて、帳票作成漏れを防ぐため、シニアクラブ連絡会の会議又は行事等の起案が回付された際に、担当係長から担当者に対して歳入歳出の有無を把握し、一定期間を経過しても歳入歳出に関する帳票の起案が回付されない場合は、作成を指示することとした。また、担当者が異動する際の業務引継書について、課長、係長による確認を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">（長寿支援課）</p>
<p>⑥ 業務委託契約締結後や補助金交付決定後、速やかに支出負担行為決議がなされていない事案があることを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>⑥ 年度当初から支出負担行為決議するものについては、今年度中に一覧表を作成し、担当者が入力する。所属長は一覧表をもとに、年度当初支出負担行為決議がされていることを確認する。補助金については、交付決定と支出負担行為決議を一体的に行う。交付決定がされた後、担当者は速やかに一覧表へ入力する。所属長は一覧表をもとに、速やかに支出負担行為決議がされていることを確認する。</p> <p style="text-align: right;">【次頁に続く】</p>

指導事項	措置状況
	<p>施設管理業務委託料（浄化槽の清掃業務）については、1年間分をまとめて請求をもらうのではなく、その都度請求をもらうように改める。担当者は今年度中に一覧表に入力する。年度当初に年額を支出負担行為決議し、都度請求された後、速やかに分割払いで支出命令を行う。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理室)</p>
<p>⑦ 学年費会計における立替え払いの精算については、教育委員会が各学校へ示した「5日以内の精算」が遵守されるよう徹底した指導体制を構築するとともに、現場での業務軽減策、会計事務の知識習得など、必要な措置についても随時改善、助言等を行うこと。</p>	<p>⑦ 学年会計を取り扱うのは学校の教員（担任）になるため、立替払いを原則行わないこと、やむを得ず立替払いをした場合は5日以内の精算を遵守するよう、引き続き校長会、教頭会、事務職会を通じて教員への周知徹底と指導体制の構築を依頼する。併せて、次年度は事務改善委員会等と連携し、学校現場で発生した際には、その都度個々の事例に応じた具体的な解決方法を検討し、改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

(7) 令和3年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 指定管理者制度の運用については、過去の監査においても多くの課題が顕在化している。今年度末までに行う「指定管理者制度に関するガイドライン」の見直しにあたっては、主管課と指定管理者の間でどのような連携を図るのがよいのか、指定管理者制度の主管課としてどのような視点やタイミングで確認、助言・指導等をするのがよいのか具体的に提示し、実効性のあるものとなるよう検討されたい。</p>	<p>① 指定管理者制度の運用における課題を捉え、飯田市行財政改革推進本部会議において「指定管理者制度に関するガイドライン」の見直しに取り組んでいる。令和2年度は、公の施設と指定管理者制度の概要、現状の課題を確認した上で、見直しのイメージを共有した。令和3年度は、課題ごと見直しの方向性を検討するとともに、すでに方向性が確認できた部分は見直し後の運用を見据え、指定管理候補者の選定手続の見直しを実践し、実効性を高めている。見直し後のガイドラインにおいては、指定管理者による管理開始後の対応に関する部分として、所管課と指定管理者の間の連携、助言・指導等の内容を整理する。また、ガイドラインを確実に運用することにより、実効性のあるものとなるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>② ここ数年検討課題としてあがっている窓口業務の委託化については、これまでの検討内容、進捗状況、問題・課題、委託化のメリットについて、飯田市として現時点でのまとめ・検証を行ない、その結果に基づき今後の方向性を再度検討し、より良い市民サービスにつながるよう窓口業務を設ける課間で統一した目的や明確な判断時期を示されたい。</p>	<p>② 令和元年6月24日に最終改定された総務省の通知における「民間事業者の取扱いが可能な窓口業務の範囲」において、現在の税務課窓口で取り扱っている固定資産に関する証明発行は含まれていないことから、窓口業務の委託化には適さないとの結論に至っている。</p> <p>今後は庁内関係各課とこの結論を共有するとともに、国の外部委託に関する方針が見直しされた際は通知に従って検討する。</p> <p style="text-align: right;">(税務課)</p> <p>窓口業務の委託化を含めた効率的な業務運営については、先進地視察や実施状況調査などを行い、メリットとデメリットを整理し方向性を検討した。その中で委託化については、窓口業務を行う機会がなくなることから職員のスキル低下が生じ、市職員による検認や市民への対応に支障が生じること、また、当課窓口業務は正規職員から会計年度職員に置き換えてきた経過から、委託に要する経費が大きく人件費を上回るなどといったことから、導入のメリットは見出すことができないため現時点での委託化は考えていない。</p> <p>しかし、マイナンバーカードの普及促進を行うとともに、そのメリットを最大限に活かす取組や行政手続きのオンライン化等自治体DXの推進、総合案内との一体的な委託等による効率的な業務運営の必要性を踏まえ、令和6年度を目途に研究検討を続けていく。</p> <p style="text-align: right;">(市民課)</p>
<p>③ 飯田市に対するふるさと納税の寄附者・寄附額は近年増加してきている。内容をしっかり分析するとともに、ふるさと納税受付サイトの増設後は、改めて寄附者数や金額の検証、寄附者の傾向、返礼品の評価などについてアンケート等により検証し、寄附者数増加の改善の機会とされたい。</p>	<p>③ ふるさと納税の分析を実施するため、次年度からのふるさと納税一括代行業務委託請負業者との連携により、寄附者の属性情報の提供や全国的な傾向等の情報提供及びその分析について充実させていく。受付サイトのレビュー機能、アンケート等からのニーズ分析を行うとともに、他自治体の取組に係る情報収集や受付サイト間の比較等から現状分析を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【次頁に続く】</p>

検討要望事項	措置状況
	<p>それらの分析に基づいて、ターゲットを絞った効果的な広報等を行いながら、関係団体に協力を依頼し、寄附者のニーズに応えることができるふるさと納税返礼品の新規開発やブラッシュアップを行うことで寄附件数、寄附額の増加に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(企画課)</p>
<p>④ 「焼肉のまち飯田」に関し、クラウドファンディングを活用したギネス世界記録への挑戦などブランド戦略の取組が活発になってきている。今後はブランドの質を上げ、リニア開通などの機会を上手に利用し、来飯する方へのPRなど、飯田の焼肉文化が名実とも広がるよう市としても精力的に取り組まれない。</p>	<p>④ 当課では、「飯田焼肉」のブランド化に向けた取組が継続して行えるように、市民主体の体制づくりを計画している。令和4年度は、食文化を活用した地域活性化に関する専門家を招聘した勉強会を実施し、ギネス世界記録挑戦に中心になった皆さんを核として、多くの市民による体制づくりに取り組む。また、飯田のブランド力向上につながる「飯田焼肉」を活用した市民主体の活動には、飯田市も積極的に参画し支援していく。</p> <p style="text-align: right;">(IIDA ブランド推進課)</p>
<p>⑤ 乗合タクシーについては、利用が伸び悩んでいる現状が認められる。市民が求める利便性や利用しない、利用できない理由を検証し事業改善の機会とするとともに、その結果を二次交通の在り方の参考とされたい。また、乗合タクシーの良さを市民に積極的に周知されたい。</p>	<p>⑤ 乗合タクシーについてはタクシー事業者に運行支援する形で事業実施しているが、利用者の観点からは、予約が必要なことや停留所から自宅までの距離があること等が課題となっている。これらの課題解決に向けては、福祉有償運送も含めた地域の交通事業者が一体となって、地域公共交通の在り方全般について総合的に検討することが必要である。</p> <p>については、今年度内に健康福祉部と連携して準備会を立ち上げる中で、来年度早期の具体的な検討開始に向けて必要となる課題の整理と体制整備を議論することにより、事業改善の機会とする。また、乗合タクシーを含めた地域公共交通の在り方を、リニア時代の二次交通の検討に十分に反映できるよう、リニア駅周辺整備の実施設計等の中で取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">【次頁に続く】</p>

検討要望事項	措置状況
	<p>なお、「周知」については、これまでも様々な団体に対し乗り方教室を実施する等の対応を行ってきたが、今年度は特にこの部分に力を入れて、担当職員がこちらから声かけをし、積極的に出向いてPRを行っているところである。今後も、自治振興センター所長会議、民生児童委員協議会、まちづくり協議会等を通じて、地域に対し積極的にPRを行っていく。</p> <p>(リニア推進課)</p>
<p>⑥ 当市への移住定住の促進にあたっては、マッチングシステムやSNS等の情報発信チャンネルを活用し、当市の魅力や多様なライフスタイルの価値の効果的な発信をすると共に、移住希望者への相談支援については、中長期戦略にある市民の方による「移住コンシェルジュ」導入の成果を上げるためにも、ムトスマちづくり推進課が進める20地区田舎へ還ろう戦略事業と協働し、市をあげて組織的にかつ継続的に移住者を受け入れられる体制を構築されたい。</p>	<p>⑥ 関係人口の創出及び移住者支援に向けて、結いターン移住定住推進室の情報発信チャンネルを有効に活用して地区の取組を発信するとともに、各自治振興センター及び庁内関係部署と「移住相談記録」等の情報を共有し、必要に応じて、庁内チームを組み、かつ、地区と協働して、より一層相談者の希望に応えられる職・住・暮らしの支援を行う。</p> <p>(結いターン移住定住推進室)</p>
<p>⑦ (仮称)飯田駅前プラザにおける多文化共生社会推進の拠点づくりについては、交流の場から得た人とのつながり、多様な文化への関心を軸に、お互いがお互いを受け入れ、飯田市の新しい文化やビジネスの発展に寄与できるように、主管課として、将来像と期待する効果を明確にした拠点づくりを構築されたい。</p>	<p>⑦ (仮称)飯田駅前プラザ(以下「プラザ」)における多文化共生社会推進の拠点づくりにおいては、市と飯田国際交流推進協会(以下「協会」)が連携し、拠点づくりを進めていくこととしている。協会には、外国人住民を含め、地域の国際交流、多文化共生を推進していく上で有効な人的ネットワークがある。このため、令和4年度から協会にプラザを拠点とした国際交流、多文化共生推進業務を委託し、日常的に外国人住民が集い、外国人住民との交流が行われるような体制を(専任事務局職員の配置)整える。</p> <p>協会のネットワークを最大限に生かした日常的な集い、国際交流事業や多文化共生事業を見える化することで、新たな交流を創出し、そこから生まれる人とのつながりから、より多くの市民を協会の活動に巻き込むことで、国際交流、多文化共生推進に必要な新たな人材を確保していく。</p> <p>(男女共同参画課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>⑧ 柏原霊園の老朽化整備については、今後、少子化などの要因により、墓の所有や管理が難しくなるという社会情勢を受け、合葬式墳墓の設置を含め、市民ニーズに沿った整備を検討されたい。</p>	<p>⑧ 柏原霊園については、設置から48年が経過し、路盤の沈下や斜面の崩れ等の老朽化が徐々に進行しており、令和4年度より計画的に整備を行う。今後の墓地経営については、市民ニーズを分析し、合葬式墳墓の設置を含めて検討し、毎年、墓地経営についての検討を課内で行う。令和4年4月～8月に整備の実施、9月に次年度のたたき台検討、11月に方針を決定し予算編成を行い、新年度の運営を行う。毎年、半年を目途に所属長による成果確認を行い、市民ニーズを分析し、次年度の検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">(環境課)</p>
<p>⑨ 保有する自転車の老朽化が進む自転車市民共同利用システム事業、使い勝手が悪いとの声が多いペレットストーブ利用促進に関する事業、入場者が少ないのにもかかわらずコストがかかる「メガソーラーいいだ」展示施設の管理等に関する事業については、事業の目的をはっきりさせるとともに現状をよく把握し、維持管理に費やす労力などの費用対効果、環境保全効果のバランスを取りつつ、相対的に再度検証したうえで事業展開されたい。</p>	<p>⑨ 自転車市民共同利用システム事業は導入後12年経過し、市民の「お試し利用」という所期の主目的は達したものと考えている。そこで本年度から、日常での実際の利用を進める方向に転換し、老朽化した自転車は供用廃止、利用可能な自転車は飯田市役所が事業所として利用することとした。これにより自転車の管理台数は125台から70台程度に減少し、管理費用も削減するが、この台数には自動車を保有しない・できない市民の交通手段としての利用が一定数含まれるため、自転車の老朽化の実態と利用者の現状を見極めながら、適切な管理を進めていく。市民の自転車の利用推進の啓発については、庁内の調整会議の下に、観光、健康、スポーツ、環境、交通の視点から、庁内や南信州広域連合等と連携し、市民イベントを開催して進めていく。</p> <p>ペレットストーブ事業については、木質ペレット暖房機器は、石油ファンヒーターに比べ、着火までの時間、定期的な掃除の必要性、木質ペレットの入手の煩雑さなど、手軽さの点で劣る一方、CO₂の排出が「0」（ゼロ）であること、純地域産のエネルギーであるため国際間の原油取引価格に左右されず、自給可能であること、備蓄が安全である等の長所がある。</p> <p style="text-align: right;">【次頁に続く】</p>

検討要望事項	措置状況
	<p>この長所をご理解いただくために、上手な使い方を手引の配布により案内し、利用に適した場所は木質ペレット利用機器の普及を可能な範囲で進めており、特に小中学校には、環境学習のため計画的にペレットストーブの配置を進めている。各学校にはエアコンが配置されているため、ペレット暖房機器の利用が難しい場合にはエアコンが使えるよう教育委員会と協議している。</p> <p>メガソーラーいいだ展示施設については、令和4年度から、メガソーラーいいだを活用して地域マイクログリッド事業を展開していく計画であり、この事業の細部が決まり次第、展示施設にてその内容を積極的に広報していく。来場者数を見極めながら、適切な運営管理をしていく。</p> <p style="text-align: right;">(環境モデル推進課)</p>
<p>⑩ 指定管理者制度導入にあたり、指定継続であっても指定管理者制度に関するガイドラインや基本協定書、年度協定書（以下「協定書等」）を指定管理者側と年度当初に必ず確認したうえで事業を進めること。また、協定書等の内容が適正か、協定等どおりに管理運営がされているか、会計処理等事務的な管理は適正に行われているかなど、主管課として積極的に検証や確認を行い、随時指導・助言をされたい。</p>	<p>⑩ 監査結果を受け課内において、指定管理者制度による管理を行っている施設の管理においては、年度当初に基本協定書及び年度協定書の締結時に、ガイドライン及び協定書の内容を指定管理者と確認の上、事業を進めていくことを再度確認した。また、日々の業務の中で協定書どおり管理運営がされているか、協定書の内容が適正かなどについて現地確認を行うとともに、指定管理者への指導・助言を随時行う。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p>
<p>⑪ 過去の監査で指摘事項とした公園の遊具の安全管理については、定期的に措置が講じられていることを認めた。今後も、計画的な点検・パトロールを行い、常に安全が保たれるような管理体制を定着されたい。</p>	<p>⑪ 公園の遊具の管理に関しては、年3回の職員による日常点検と、年1回の専門業者による定期点検実施が定着している。日常点検の結果は令和2年8月に作成した公園ごとの「遊具安全点検票」に記録していたが、令和2年度の監査において検討要望事項とされたことを追加し、様式を変更し実施している。</p> <p>今後も国が定める指針と協会が定める遊具の安全に関する規準に基づき日常点検と定期点検を繰り返す事で、遊具及び使用の安全を確保する。</p> <p style="text-align: right;">(土木課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>⑫ 頻発する自然災害に備えて、自然災害防止対策事業として進めている道路や河川の危険箇所の調査点検については、調査結果を速やかに開示し、防災対策が必要な道路、河川、水路は速やかに整備計画を立て安全確保に努められたい。</p>	<p>⑫ 自然災害防止対策事業として進めている道路や河川の危険箇所については、5年ごとに計画見直しのための調査を実施し、飯田市地域防災計画において危険箇所調書として取り纏めている。</p> <p>道路危険箇所については、飯田市地域防災計画に基づき現地調査を実施するとともに、地域要望等も踏まえ緊急度や利用度を加味し自然災害防止対策を進めている。</p> <p>河川危険箇所については、令和2年度から令和5年度の予定で準用河川災害危険箇所調査を実施しており、調査後に中長期の展望を持った長寿命化計画を策定し飯田市地域防災計画を更新する。事業実施については策定した計画に基づき、優先度の高い順で実施に向け取組む。また出水期前の4～5月には危険箇所の点検を引き続き実施し、出水期に備える。</p> <p>水路の整備計画については受益面積5ha(中山間地域3ha)以上の水路について平成30年度から個別調査を行い、令和4年度に施設全体の長寿命化計画策定を予定している。</p> <p>事業実施については策定した計画に基づき、優先度の高い順で実施に向け取組む。</p> <p>計画策定後は、危険箇所の定期的な点検、5年ごとに計画見直しのための調査を実施し、改善を行いながら安全確保に努める。</p> <p style="text-align: right;">(土木課)</p>
<p>⑬ 釣銭管理について、帳簿類による管理がなされていない部署があったため、貸出先の部署が適正に管理できるよう、マニュアルや統一的な帳票類を各課へ示されるとともに、主管課として、貸出した釣銭のチェック体制を整えられたい。</p>	<p>⑬ 毎年度当初に現金の取扱いを含む会計事務の基本的事項を通知することにより、各課における適切な会計事務の執行につなげる。</p> <p>釣銭管理マニュアル及び管理簿については、年度更新時における確認がやや形式的になっているきらいがあるため、マニュアルは基本的に規定すべき事項を整理したうえで、令和3年度更新時に提出された内容を確認し、不足等があれば令和4年度更新前に改正をするよう指導する。管理簿についても、基本的に記録すべき事項を整理したうえで、令和4年度更新時に内容を確認し、不足等があれば原本の返却時に指導する。</p> <p style="text-align: right;">(会計課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>⑭ 適正な釣銭の貸出しの観点から、釣銭借用の申請があった部署について、釣銭の必要性や過去の釣銭の利用状況を十分に検証したうえで金額、貸出期間を決定されたい。</p>	<p>⑭ これまでも年度更新に係る通知において釣銭の額を必要最小限度とすることを明示しているが、令和4年度の年度更新からは、前年度の使用状況を確認し、交付請求額の見直しを行うことを求める。</p> <p style="text-align: right;">(会計課)</p>
<p>⑮ 過去の監査でも課題としている、全調理場調理室の、建物・調理器具等の設備的環境、衛生環境、労働環境、維持管理コストなどについては、あらゆる面から調査や検証を行い、今後の維持管理の方向性を速やかに示されたい。</p>	<p>⑮ 現在、老朽化が進んでいる丸山共同調理場を始め、矢高、竜峡の両共同調理場を含めた施設調査と整備に向けた基礎資料の作成を進めている。丸山共同調理場を中心としたあり方について方針を早期に策定し、これを教育委員会の施設等総合管理計画に位置づけて調理場施設の計画的な改修を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
<p>⑯ 特別支援教育支援員の配置については、人数が少なく対応に苦慮している現場の声も聞かれる。現場の状況等をよく検証し、必要に応じて配置基準見直しを検討されたい。配置基準を満たさない場合でも、それに代わる一時的な措置として支援ができる体制を検討されたい。</p>	<p>⑯ 特別支援教育支援員の適切な学校配置に向け、学校訪問や調査などを通じて、特別な支援を要する児童生徒の様子や、学校状況や希望の把握に努める。また、支援員の配置基準に基づき、支援員を優先的に配置しなければならない児童生徒や学校に支援が行き届くよう努める。併せて、特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、必要となる支援員数の確保に努める。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
<p>⑰ 登下校中に児童・生徒が事故に巻き込まれる事例が全国で発生していることを鑑み、通学路について、速やかに安全対策が必要な箇所を抽出し、必要な安全対策を講じるとともに、関係する団体や地域とともに、交通安全指導など事故を未然に防ぐ取組を強化されたい。</p>	<p>⑰ 通学路の危険な個所の対策に向け、毎年道路管理者、警察、庁内関係団体で構成する「通学路安全検討委員会」を開催し、危険箇所の確認や対策を検討している。なお本年度は、千葉県八街市で発生した児童死亡事故を踏まえた緊急対応として、改めて小学校より通学路の危険箇所を報告いただき、全箇所について関係者で合同点検を実施し、具体的な対策を決定した。また、事故等の未然の防止に向けて、引き続き学校における安全教育や指導を進めるとともに、学校運営協議会を通じて関係団体等と情報等を共有し、更なる連携を図る。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>⑱ 小中学校のICT教育について、昨年の本格始動から軌道に乗った様子や教職員の専門的な知識習得や技術の向上が窺えた。今後、児童生徒が学習用端末等を安全・安心に使用できるよう情報モラル教育を推進すると共に、指導する側の教職員の異動等があっても、一定の教育レベルが保たれるよう、サポート体制の改善をされたい。</p>	<p>⑱ 今年度、情報モラル教育の更なる充実を目的に、校長会や専門機関との連携のもと情報モラル検討委員会を設置するとともに、全校において児童生徒の発達段階に応じた学習会を実施した。今後も引き続き、学校の現状や専門家の意見等を踏まえつつ、児童生徒が学習用端末等を安全・安心に使用できるよう、情報モラル教育を推進する。また、指導する側の教職員も一定の教育レベルが保たれるよう、ICT教育推進委員会や信州大学など専門機関と連携し、指導力の向上に通ずる研修会等を継続的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>